

九州農政局土地改良技術事務所無人航空機運行管理規程

(趣 旨)

第1条 九州農政局土地改良技術事務所が保有する無人航空機の運行及び運行依頼、貸与にあたっては、この規程に定めるところによる。

(運行管理責任)

第2条 無人航空機の運行管理に関する責任者（以下「運行管理責任者」という。）は九州農政局土地改良技術事務所長とする。

(管理者)

第3条 無人航空機の適切な運行管理の徹底を期すため、管理者を置く。

- 2 管理者は、九州農政局土地改良技術事務所保全技術課長とする。
- 3 管理者は、九州農政局並びに九州農政局管内の事業（務）所及び国営土地改良事業関係県・市町村、国営土地改良事業関係土地改良区の職員（以下「九州農政局事業（務）所職員等」という。）に対し、関係法令を遵守し、常に安全な操縦に努めるよう指導する無人航空機操作技術講習会を必要に応じて開催する。

(管理員)

第4条 管理者の職務を補佐するため管理員を置く。

- 2 管理員は、保全技術課技術評価分析係長とする。
- 3 管理員は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 無人航空機の整備点検
 - (2) 無人航空機の使用・運行に係る事務
 - (3) その他必要な措置

(無人航空機の運行)

第5条 無人航空機を飛行する際、操縦者及び監視員（以下「操縦者等」という。）の2名以上を配置しなければならない。

- 2 操縦者等は無人航空機を使用した都度、飛行日誌（様式第1号）に所定の事項を記録し、使用後速やかに管理者に飛行日誌を提出しなければならない。
また、飛行後に機体の点検を実施し、異常があればその対処を行い、結果を飛行日誌の特記事項に記録するものとする。
- 3 操縦者等は無人航空機の使用中に事故が発生した場合は、直ちに応急措置等を行った後、操縦者等は速やかに管理者に事故報告書（様式第2号）を提出しなければならない。
- 4 管理者は前項の報告後、速やかに運行管理責任者に報告し、その指示を受けなければならない。

(無人航空機の運行依頼)

第6条 無人航空機の運行を管理者に依頼することができる者(以下「運行依頼者」という。)は、九州農政局事業(務)所職員等もしくは管理者が認める者とする。

2 運行依頼者は、あらかじめ無人航空機運行依頼書及び同意書(様式第3号)に所定の事項を記入して管理者の同意を得なければならない。

なお、緊急を要する場合にあっては、この限りではない。

3 管理者が災害その他の対応のため、無人航空機を使用する必要がある場合には、無人航空機運行依頼書及び同意書に示す使用日時を変更する場合がある。

(無人航空機の貸与)

第7条 九州農政局管内事業(務)所は、九州農政局土地改良技術事務所が保有する無人航空機の貸与を受けようとする場合は、物品管理法(昭和31年法律第113号)第16条に基づき管理換を行うこととし、物品管理法施行令(昭和31年政令第339条)第21条第1号の条件を附することとする。

附 則

この規定は平成31年4月1日から適用する。(当初)

この規程は令和3年4月1日から適用する。(第2条語句の修正)

この規程は令和4年4月1日から適用する。(人事異動に伴う、管理員の変更)

(様式第1号)

飛行日誌

管理者	管理員
-----	-----

年 月 日 曜日		天 候		操縦者名		印	
飛行目的	飛行場所	離陸場所	離陸時刻	着陸場所	着陸時刻	飛行時間	監視員名
			時 分		時 分	時 分	
(特記事項)							

注) 特記事項には、機体や操縦機の不具合など、飛行上お気付きのことがあれば記載願います。

(様式第2号)

事故報告書

年 月 日

運行管理責任者

九州農政局土地改良技術事務所長 殿

操縦者等

氏 名

印

運行管理 責任者	管理者				
機 体 名		操縦者名及び 監視員名			
事故日時	年 月 日 時 分				
事故場所	(警察所管内)				
事故の 相手方	人身又は物損 場所	住所	氏名		
	相 手	住 所			
		氏 名	性別	年令	
	職 業				
事故の概況					
損害の程度					
解決の方法					
《事故現場見取図》					

(様式第3号)

運行管理責任者	管理者	管理員

無人航空機運行依頼書及び同意書

年 月 日

依頼者	所属 氏名 印
使用日時	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分
用務	
使用する場所	
備考	

【同意書】

○無人航空機の使用に同意する。
なお、使用にあたっては、関係法令を遵守し、安全の確保に努めること。

年 月 日

管理者名

Ⓜ